

平成 30 年 11 月 1 日

各 位

会社名 東京貴宝株式会社  
代表者 代表取締役社長 中川 千秋  
(コード番号 7597)  
問合せ先 取締役管理部長 政木 喜仁  
(TEL 03-3834-6261)

### 第三者委員会設置のお知らせ

当社は、平成 30 年 10 月 26 日付「不適切な取引の疑いの判明と調査委員会設置検討のお知らせ」において公表いたしましたとおり、10 月中旬に当社監査法人より、代表取締役社長による不適切な取引が存在するとの外部情報を入手したとの通報があり、当社において当該情報を検証した結果、当社から独立し、かつ客観的な調査が必要であるとの判断に至ったため、本日の取締役会において、平成 30 年 11 月 1 日付で第三者委員会を設置することを決議致しましたのでお知らせ致します。

#### 記

##### 1. 第三者委員会の設置目的

10 月中旬に当社監査法人から、外部より当社の取引の一部について不適切な取引の疑いがあるとの情報を得たとの連絡を受け検証を行った結果、以下の事実が判明いたしました。

当社の取引先であった株式会社イースト及び株式会社プラス（現在、株式会社イーストの 100%子会社）について、株式会社イーストの全株式は当社の代表取締役社長へ異動されておりました。当該 2 社は従来、人的にも資本的にも全く関係のない通常取引先であり、株式の異動している実態に関して当社は把握しておらず、代表取締役社長からも関連当事者としての申告がありませんでした。

また、当社が株式会社イースト及び株式会社プラスへ販売した商品が、株式会社ジョイ（代表取締役社長の 2 親等以内の親族が株式の 100%を保有）へ転売された後、一般顧客や他社に売却されていることも確認されました。

当社はこの取引が競業避止義務違反の疑いがあると判断致しました。当該不適切な取引について、当社監査法人とも協議した結果、当期及び過年度 5 期分（平成 26 年 3 月期～平成 30 年 3 月期）について調査が必要であると判断し、これまで当社と利害関係を有していなかった外部専門家たる弁護士・公認会計士による第三者委員会を設置し、当社から独立し、かつ客観的な調査を実施して、その取引の詳細を明かにするほか、原因究明、再発防止策の提言、類似事象の有無などについて、本日、当該調査業務に従事する外部専門家 3 名を第三者委員会の委員として選任し、上記業務を委嘱致しました。当社は、第三者委員会による調査に全面的に協力してまいります。調査により判明した当社の決算に与える影響を含め、調査結果等につきましては、判明次第速やかに公表して参ります。

## 2. 第三者委員会の構成（敬称略）

委員長 飯塚孝徳（弁護士）  
委員 森 直樹（弁護士）  
委員 村井直志（公認会計士）

※ 第三者委員会の委員選定につきましては、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（2010年7月15日公表、2010年12月17日改訂）」に沿って選定しており、各委員は当社との利害関係を有しておらず、本委員会の独立性を阻害する要因はありません。

## 3. 今後の対応について

前述のとおり第三者委員会において、平成30年11月1日に調査を開始致しました。現状把握している範囲では、前述の3社に関する関連当事者取引に係る注記が過年度5期分について必要になる可能性があるほか、連結の要否についての検討も必要になるとの認識であります。事実関係の確認に関する調査報告、原因究明、再発防止策の提言、類似事象の有無、会計処理訂正の必要有無とその範囲・影響額の調査・提言には、一定の期間が必要となることから、平成31年3月期第2四半期決算短信につきましては、当初公表予定の11月7日の延期を決定致しました。公表日につきましては、確定次第、速やかに公表いたします。

以上